

阿南市職員（後期）採用試験 令和8年4月採用分



公務員として、高い志を持って市民と共に考え行動する人、自ら考え責任を持ってチャレンジする人を求めます！ 私たちと一緒に持続可能な阿南の未来を創造しましょう。

令和7年度阿南市職員（後期）採用試験の試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格 ※必ず試験案内をご確認ください。	職務の内容
初級行政事務A	1人程度	平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による4年制大学において、2年を超えて在籍した者は受験できません。	市の関係機関において、一般行政事務に従事します。
初級行政事務B（障がい者枠）	1人程度	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次の要件に全て該当する者 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの手帳の交付を受けている者※1 ②活字印刷文による出題及び口頭による試験（面接）に対応できる者	
初級土木技術	1人程度	平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校において、土木工学に関する学科又は専門課程を修了（見込み含む）の者。ただし、短大卒以上の学歴を有する者（令和8年3月までに卒業見込みの者を含む）または4年制大学において、2年を超えて在籍した者は受験できません。	市の関係機関において、専門的技術的業務等に従事します。
初級消防	1人程度	平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による4年制大学において、2年を超えて在籍した者は受験できません。採用後は、市内に居住することを必要とします。	消防本部または消防署において、消防、救急および救助業務に従事します。

※1 各手帳は、受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。有効期限の更新手続きには時間を要しますのでご注意ください。また手帳の写しは試験当日持参ください。

第1次試験の実施概要

試験内容	試験区分	試験日（期間）	試験会場（方法）
録画動画面接	上記表の全ての試験区分	9月16日(火)～10月15日(水)	Web方式
基礎能力検査等		10月19日(日)	阿南市役所
体力検査	初級消防	10月18日(土)	阿南市立平島小学校

試験申込方法 電子申請（原則） **申込受付期間** 8月12日(火)～9月11日(木) 17:00までに到達したものの
試験案内 令和7年度阿南市職員（後期）採用試験案内を、令和7年8月4日(月)から、市ホームページに掲載し、また人事課でも配布します。申し込みにあたっては、必ず試験案内をご確認ください。
その他 令和7年度阿南市職員（前期・経験者）採用試験を申し込まれた方は、後期試験を受験できません。

問い合わせ 人事課 ☎22-1112

文化振興課から
のお知らせ

徳島県警察音楽隊演奏会



日時 9月14日(日) 14:00～15:30（予定）（13:30開場）

場所 コスモホール（情報文化センター）

入場料（全席指定）無料 ※入場整理券が必要です。

未就学児も座席を使用する場合は整理券が必要です。

入場整理券の配布 8月10日(日)から先着順。無くなり次第終了とします。1人5枚まで。

配布場所 情報文化センター、文化会館、夢ホール市民協議会夢つくりあなん、電子チケット teket



問い合わせ NPO法人夢ホール市民協議会夢つくりあなん ☎23-5599

地籍調査実施のお知らせ

地籍調査とは？ 土地の境界を確認し、法務局の公図等を更新する調査です。
現地を確認して、測量した結果を法務局に登録します。

※地籍調査は、筆界を確認する調査です。
筆界とは、法律（不動産登記法）に基づく公的な境界です。



令和7年度は、下記の対象地区で地籍調査を行います。

● 現地調査の立会（土地の境界を現地で確認）

【対象地区】 橘町西浜・西浦・久保 【作業期間】 8月～令和8年2月（予定）

10月頃から、橘町西浜・西浦・久保において一筆地調査【現地調査】を実施します。
一筆地調査とは、一筆ごとの土地について、境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認していただきます。具体的には、土地所有者など関係者の方々に現地に来ていただき、登記所にある公図等を基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認していただくこととなります。また、土地の所有者、地番、地目（土地利用の現況）等も合わせて調査し、境界杭を設置します。
橘町西浜・西浦・久保に隣接する地区（橘町東中浜・汐谷・荒神ノ上・豊浜の各一部）の土地所有者の方も対象となります。
通常的地籍調査は、字単位で概ね3～4年間で登記まで完了するよう実施します。

● 令和6年度の地籍調査成果の閲覧（測量結果等を確認）

【対象地区】 橘町江ノ浦・中浦・西浦山

【閲覧期間】 8月中旬～9月上旬（予定） 【閲覧場所】 橘町総合センター

万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出てください。
ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な成果となります。



地籍調査の円滑な実施には、土地所有者の皆さまのご協力が不可欠です。

対象となる土地所有者（相続人）の方には郵送にて案内しますので、ご理解、ご協力をお願いします。なお、測量や登記に関する経費は国、県、市で負担することとなっており、土地所有者の皆さまに個別負担を求めることはありません。

問い合わせ 農地整備課 ☎22-1599

宝くじの社会貢献広報事業 で備品を整備しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。
令和7年度この助成金を受けて、福井町の後戸地区自治会がコミュニティ活動に使用する備品の整備を行いました。今後も、地域に根差したコミュニティ活動の活性化が期待されます。



問い合わせ 市民生活課
市民活動支援室 ☎24-8061

物品購入等の競争入札参加資格 審査申請書（追加申請）の受付

令和7年度に市が発注する物品購入等の競争入札に参加を希望される方は、申請書を提出してください。ただし、令和4年7月1日から令和7年2月10日までの間にすでに申請された方は不要です。

受付期間 8月1日（金）～29日（金）
（土、日、祝日は除く）

提出書類等 電子申請にて申し込みください。電子申請が困難な場合に限り、持参または郵送により申請可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

提出先・問い合わせ 総務課 ☎22-3804

阿南市総合計画審議会の委員を募集します

今年度、阿南市総合計画 2025 ▶ 2028 の進捗管理を行うにあたり、広く市民の意見等を取り入れるため、委員を募集します。

- 任 期** 委嘱の日から1年間
- 対 象** 市内在住または通勤・通学する18歳以上で、本市の将来のまちづくりに関心のある方で、国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方
- 役 割** 総合計画の進捗管理等に関する審議など(今年度は、9月29日(月)に開催予定)
- 募集人員** 2人程度
- 応募方法** 「今後のまちづくりに必要な視点について」をテーマに800字程度にまとめ、応募用紙に住所、氏名、年齢、電話番号、職業および勤務先名(会社名)を記入の上、郵送、電子メールまたは企画政策課窓口へ提出してください。応募用紙は、企画政策課窓口および各住民センター・公民館に設置している

- ほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。
- 電子メールで提出する場合は、件名を「阿南市総合計画審議会委員応募」としてください。
- なお、応募の際にご提出いただいた書類はお返しできません。
- また、応募に係る費用は本人負担とさせていただきますのでご了承ください。
- 応募期間** 8月1日(金)～20日(水)(消印有効)
- 選考方法** ※土、日曜日の窓口受付はしていません。「阿南市総合計画審議会の公募による委員選考実施要領」に基づき、応募書類により審査します。選考結果は、8月下旬に郵送でお知らせします。

申し込み・問い合わせ 企画政策課 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3
☎22-3429 e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

11月16日(日)は、阿南市議会議員 一般選挙の投票日です

任期満了による阿南市議会議員一般選挙が、11月9日(日)に告示され、11月16日(日)(伊島投票区は15日(土))に投開票が行われます。立候補予定者に対する説明会等を次の日程で行いますので、関係者の方はご出席ください。

■立候補予定者説明会

- 日 時** 9月18日(木) 10:00～
- 場 所** 市役所 602 会議室
- 持参物** 印鑑または本人確認書類
- ※当日、立候補の届け出に必要な書類をお渡しします。

■立候補届出書等事前審査

- 日 時** 10月21日(火)、22日(水)、23日(木)
9:00～16:00
- 場 所** 市役所 601 会議室

■立候補届け出の受付

- 日 時** 11月9日(日) 8:30～17:00
- 場 所** 市役所 602 会議室

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎22-3791

平和を祈り 1分間の黙とうを

昭和20年、広島と長崎に原爆が投下され、日本は唯一の被爆国となり終戦を迎えました。



犠牲者のご冥福をお祈りし、核も戦争もない平和な世界を願い、家庭や職場および地域で1分間の黙とうをささげましょう。

- 広島** 8月6日(火) 8:15
- 長崎** 8月9日(土) 11:02
- 終戦** 8月15日(金) 12:00

問い合わせ 企画政策課
☎22-3429

おくりもの



阿南市へ ●車いす1台
身体障がい者クラブレッツ無限様から
身体の不自由な方の健康維持と機能回
復のため

羽ノ浦小学校、羽ノ浦中学校へ
●金100,000円
羽ノ浦ボランティア会様から学校図書
充実のため

以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

特別児童扶養手当、特別障害者手当 および障害児福祉手当等の受給者 は、所得状況届を提出してください

受給者の方は、毎年所得および養育の状況等を提出する
必要があります。該当者（現在支給停止中の方を含む）
には通知を送付しますので、期間内に必ず提出し
てください。

前年分所得によって判定を行うため提出がない場合、
8月分以降の手当が受給できなくなります。

受付期間 8月12日(火)～9月11日(木)

受付場所・問い合わせ 地域共生推進課
☎22-3440

児童扶養手当現況届の提出を

該当の方には「現況届お知らせ通知書」
を送付しますので、必要書類を添えて期
間内に必ず提出してください。

提出期間 8月1日(金)～29日(金)

提出場所 こども支援課（市役所1階3
-2窓口）

※現況届は面談による受付となります。
提出に必要なもの、詳しい日程等は「現
況届のお知らせ通知書」をご確認ください。

問い合わせ こども支援課
☎22-1677

ねたきり高齢者見舞金 支給申請の受付

支給対象者は、次の要件をすべて満たし
ている方です。（ただし、施設入所また
は長期入院等の方は対象外です）

- ▶令和7年4月1日現在において、年齢
が満65歳以上の方
- ▶令和7年9月1日現在において、市内
に1年以上居住している方
- ▶傷病により居宅で3カ月以上ねたきり
状態にあり、今後もその状態が継続す
ると認められる方
- ▶介護保険法の規定による要介護状態区
分が要介護3から要介護5までの方ま
たはこれに相当すると認められる方

支給金額 6,000円（年1回）

申請方法 8月13日(木)までにお近くの
民生委員にお申し出ください。

問い合わせ 地域共生推進課
☎22-3440

年金相談

Q&A



Q 国民年金に加入している夫が病気で亡くなり
ました。これまで夫の収入だけで生活してい
たので、これからの生活が不安です。なにか
受けることができる年金はありませんか。

A 国民年金加入中の方や老齢基礎年金を受ける
資格期間を満たした方が亡くなったとき
は、亡くなった方に生活を支えられていた
「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達する
日以後の最初の3月31日までの間（一定の障がいのある
場合は20歳までの間）、遺族基礎年金が支給され
ます。

ただし、死亡日の前日において、保険料納付済期間（免
除期間含む）が国民年金加入期間の3分の2以上ある
こと、または死亡日が含まれる月の前々月までの直近
1年間に保険料の未納がないことなどの条件を満たす
ことが必要です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

阿南市防災パネル展を開催 ～ちょっと、防災の話をしようか。～

毎年9月1日は、関東大震災が発生した日として、「防災の日」と定められています。自然災害や防災について考えるきっかけにしてもらい、防災意識の向上を図るため、「阿南市防災パネル展～ちょっと、防災の話をしようか。～」を開催します。

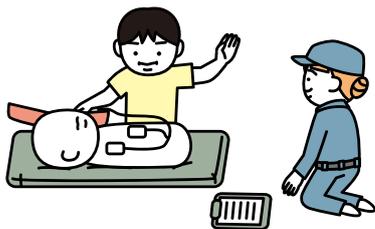
日時 9月1日(月)～9月8日(月)
場所 市役所1階 多目的スペース
内容 防災関連パネル、災害用備蓄備品、非常時持出品の展示など
※9月3日(水)には、夕暮市場の開催に合わせて、起震車による地震体験などを実施します。
※入場無料

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

上級救命講習

消防本部では、救急医療週間（9月7日(日)～13日(土)）に合わせて、上級救命講習を実施します。もしもの時のために応急手当の基本（心肺蘇生法・AED使用法等）を学びませんか。

日時 9月7日(日) 9:00～18:00
(12:00～13:00を除く)
場所 消防本部3階 ホール
対象者 市内在住の満15歳以上、または市内勤務の方
定員 30人（先着順で、定員になり次第締め切ります）
申込期間 8月1日(金)～14日(木)
9:30～18:30



申し込み・問い合わせ 消防本部
☎22-3847

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の実施

Jアラートを利用した全国一斉情報伝達訓練が、次の日程で実施されます。本市では、防災行政無線とケーブルテレビ自主放送チャンネルでの放送、市公式LINEおよび登録制メールによる配信を行いますので、ご協力ください。



※気象の状況等によって中止することがあります。

日時 8月20日(水) 11:00頃

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

あき地等の 適正な管理をお願いします

あき地等の管理が適正に行われていないと、害虫の発生、火災の原因、ごみの不法投棄等を誘発し、近隣の生活環境を阻害するおそれがあります。

近隣の迷惑にならないよう、所有者が責任を持って年2回以上清掃除草を行い、適正な管理に努めてください。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

水道施設の調査にご協力ください

水道施設の適正な維持管理のため水道施設の現地調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査対象地区 阿南市全域

調査内容

- ▶道路内の水道管の埋設位置や弁栓類の調査
- ▶各戸の量水器の位置確認など（令和6年度に新設した箇所など）

期間 8月1日(金)～12月26日(金)（予定）

※調査員は調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がありましたらお尋ねください。

問い合わせ 水道課 ☎22-3295

令和6年度阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

令和6年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定により公表します。

※事業実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1 集落協定

(1) 協定数 28協定 (2) 対象面積 14,467a (3) 交付金額 31,637千円

集落名	参加者数	対象面積 (a)	田			畑		交付金額 (千円)	主な共同取組活動の内容 (農業生産活動、生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する事)
			急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
金石	2	167	19			148		210	水路・農道等の管理
細野	10	370	287			83		907	水路・農道等の管理
熊谷	29	882	739		140	3		1,667	水路・農道等の管理
成松・櫛ヶ谷	7	260	260					546	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
徳信	45	2,835	2,703		132			7,172	水路・農道等の管理、サポート体制の維持、その他
元信	20	1,359	1,233		63	63		3,218	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
海老川	28	1,168	1,127		18	23		2,407	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
秋山	4	173	126		20	27		312	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
友常	15	505	479		26			1,027	水路・農道等の管理
清貞	16	558	506		36	16		1,111	水路・農道等の管理
平川内	4	172	170			2		360	水路・農道等の管理
生谷	8	242	242					509	水路・農道等の管理
広重	14	289	216		72	1		513	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
東山	4	263	263					552	水路・農道等の管理
船頭ヶ谷	14	1,201	1,201					2,830	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
八原毛	13	566	566					1,389	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
香	3	184	184					387	水路・農道等の管理
平松・高瀬	2	180	156				24	335	水路・農道等の管理
働々	19	946	907		39			1,945	水路・農道等の管理
尻杭	4	333	248		85			589	水路・農道等の管理
横尾谷	7	166	145			21		388	水路・農道等の管理
長谷川	5	180	180					378	水路・農道等の管理
長谷川東	4	111	111					234	水路・農道等の管理
辺川	9	585	495			90		1,143	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
貝谷	7	283	278			5		590	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
赤崎	5	136	75			61		227	水路・農道等の管理
茶畦	4	184	159		25			354	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
壺升ヶ森	5	145	145					304	水路・農道等の管理、サポート体制の維持

※面積合計は1a未満切り捨て、交付金額は千円未満切り捨ててあります。

2 個別協定

(1) 協定数 1協定 (2) 対象面積 10a (3) 交付金額 21千円

◇中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることができる制度です。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598